



◆NEWS◆ 原子力発電所事故による避難者を対象とした高速道路の無料措置を10月以降も継続いたします(9月14日)

国土交通省は9月14日、本年4月から実施している原子力発電所事故による避難者の支援について、対象期間見直しを発表しました。

この支援の継続期間は、平成24年10月1日(月)0時から平成25年1月15日(火)24時までです。

(参考)

■対象車両

1) 対象者：原発事故による避難者
(被災時に警戒区域等(※1)を生活の本拠としていた方、及び居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方)

2) 対象車種：全車種(避難者が運転又は同乗している車両)

3) 対象走行：原発周辺の対象インターチェンジ等を入口又は出口とする走行

また、

- ・ 出口料金所で確認用書面を提示する必要があります。
- ・ 入口料金所、出口料金所では一般レーンを通行する必要があります。
- ・ ETC無線走行では無料措置されません。また、スマートIC(ETC専用IC)から出入りした場合は無料となりません。
- ・ 首都高速、東京外環道など、東北地方のNEXCO路線と一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。

※1：警戒区域、計画的避難区域、帰宅困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されている地域並びに緊急時避難準備区域に指定されていた地域

(実施期間中に警戒区域及び計画的避難区域の見直しが行われた場合においても、当面、対象となる避難者の範囲は変更しません。)

■対象インターチェンジ

○東北自動車道：国見、福島飯坂、福島西、二本松、本宮、郡山、郡山南、須賀川、矢吹、白河、加須(※2)

○磐越自動車道：いわき三和、小野、船引三春、郡山東、磐梯熱海、猪苗代磐梯高原、磐梯河東、会津若松、会津坂下、西会津

○常磐自動車道：山元、相馬、南相馬、広野、いわき四倉、いわき中央、いわき湯本、いわき勿来、桜土浦(※2)

※2：加須及び桜土浦インターチェンジについては、福島県双葉郡双葉町からの避難者に限り対象となります。

■出口料金所で提示が必要な書面

入口料金所で受け取った通行券とあわせて、以下の書面の提示が必要となります。(原本の提示が必要：コピー不可)

1) 避難元を確認するための書面

○被災時に警戒区域等を生活の本拠としていた方

被災時に警戒区域等を生活の本拠としていたことを証する書面

(運転免許証、パスポート、健康保険証、住民票の写し、被災証明書、罹災証明書等の公的機関が発行するもの)

○居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方

特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面

2) 本人を確認するための書面

運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行する書面

詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000284.html

◆NEWS◆ 食品中の放射性物質について、よりよく理解していただくための広報を実施します!! (9月12日)

消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省は、小売関係事業者のご協力を賜り、消費者が食品を購入する場等において、食品中の放射性物質について、よりよく理解していただくための広報を実施します。

これは、9月中旬から12月中旬(予定)の間、「食べものと放射性物質のはなし」と題して、各省庁にて作成したポスターを、ご協力いただける店舗などに掲示するほか、消費者にリーフレットを配布して、食品中の放射性物質についての現状や対策についての情報を提供するものです。

この広報活動の概要は以下のとおりです。

■目的

食品の放射性物質に関する国・自治体や生産現場における対策状況や、食品に含まれる放射性物質が極めてわずかであることなどを、直接消費者に情報提供することで、正しい理解と不安の解消を図ることを目的としています。

■期間

平成24年9月中旬から12月中旬(予定)

■実施内容

- 9月中旬頃：基準値の設定・検査体制及び公表について
- 10月中旬頃：食品からの実被ばく量の大きさやその安全性について
- 11月中旬頃：放射性物質を低減するための生産現場の取組について

■今月の広報(情報提供)

厚生労働省は、本年4月から新しい基準値は、食べ続けたときにも安全なように定めたものであることや、この基準値に沿って自治体が検査し、その結果は厚生労働省のホームページで公表していること、基準値を上回っているときは、地域ごとに出荷を止めていることをお伝えします。

また、もっと知りたい人のために、「実際にどのくらいの影響があるの？」などの質問に、わかりやすい図表などを交えながらご紹介します。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/houshasai/index.html

◆おしらせ◆ 食品と放射性物質に関する説明会を全国で開催中!!
(年内の開催日程を更新)

消費者庁では、関係省庁、地方自治体等と連携して、全国各地で、食品中の放射性物質についての説明会(リスクコミュニケーション)等を開催しています。

先月までにお知らせした開催日程から、追加で説明会を行う場所が決まりました。

今後の開催日程は次のとおりです。開催時間、会場などの詳細につきましては、問い合わせ先(括弧内)までお願いします。

■開催日程等

- 9月25日(火)北海道ニセコ町：
(ニセコ町商工観光課 0136-44-2121)
- 9月26日(水)高知県高知市：各府省庁が高知県等と連携して開催
(高知県食品・衛生課 088-823-9672)
- 9月27日(木)福島県矢吹町：
(福島県消費生活課 024-521-7736)
- 9月28日(金)広島県広島市：

	(広島消費者協会	082-225-3320)
10月 2日(火)	熊本県熊本市：各府省庁が熊本県と連携して開催 (熊本県くらしの安全推進課	096-333-2290)
10月12日(金)	和歌山県和歌山市：各府省庁が和歌山県と連携して開催 (和歌山県食品・生活衛生課	073-441-2622)
10月14日(日)	福島県二本松市： (二本松市健康増進課	0243-55-5110)
10月17日(水)	千葉県君津市： (君津市市民生活課	0439-56-1483)
10月18日(木)	長野県中野市： (中野市市民課	0269-22-2111)
10月19日(水)	奈良県奈良市：各府省庁が奈良県等と連携して開催 (奈良県消費・生活安全課	0742-27-8681)
10月20日(土)	東京都杉並区： (杉並区生活衛生課	03-3391-1991)
10月24日(水)	青森県八戸市： (八戸市商工政策課	0178-43-9524)
10月25日(木)	大阪府泉佐野市： (泉佐野市商工労働観光課	072-463-1212)
10月26日(金)	千葉県習志野市： (習志野市協働まちづくり課	047-451-1151)
10月26日(金)	三重県津市：各府省庁が三重県と連携して開催 (三重県農産物安全課	059-224-3154)
10月30日(火)	福島県二本松市： (二本松市健康増進課	0243-55-5110)
10月31日(水)	福島県二本松市： (二本松市健康増進課	0243-55-5110)
11月 2日(金)	愛知県新居浜市： (消費生活センター	0897-65-1253)
11月28日(水)	千葉県浦安市： (浦安商工会議所	047-351-3000)
12月 1日(土)	群馬県渋川市： (渋川市	0279-22-2111)
12月 8日(土)	群馬県渋川市： (渋川市	0279-22-2111)

最新の情報は、消費者庁のホームページをご覧ください。

http://www.caa.go.jp/jisin/r_index.html

=====
 ☆☆「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内☆☆
http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info_fureai_letter
 =====

[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]